

令和7年3月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時 令和7年3月26日(水)

午後3時00分 開 会 午後3時48分 閉 会

2 場 所 銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長職務代理者	杉 崎 継 雄
委 員	安 藤 清
委 員	大 木 かおり
委 員	藤 本 一 雄

4 出席職員

学校教育課長	小関 宏昌	社会教育課長	小川 正俊
学校教育課長補佐	相京 義晴	教育総務室長	稲垣 雅美
学校教育室長	納家 毅	学校給食センター所長	川村 文孝
生涯学習室長	藤井 寿代	青少年指導センター所長	栗原 耕次
(青少年文化会館長兼務)			
市民センター所長	宮澤 英雄	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長	黒田 浩章	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
(体育館長兼務)		(ジオパーク・芸術センター所長兼務)	

5 議題等

- 議案第 6 号 銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則定について
- 議案第 7 号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 8 号 銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 9 号 銚子市立高等学校教育職員の在宅勤務手当支給に関する規則制定について
- 議案第 10号 銚子市立高等学校教育職員の扶養手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 11号 銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 12号 銚子市立高等学校教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 13号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市学校施設の開放に関する規則制定)

議案第14号 代決処分の承認を求めることについて（令和6年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申）

議案第15号 代決処分の承認を求めることについて（職員の任免）

6 議事の内容

【職務代理者】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和7年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月26日に開催いたしました令和7年2月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【職務代理者】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【職務代理者】

教育委員会に関する報告については、机上にお配りしておりますので、各自ご一読ください。

【職務代理者】

その他、教育委員の皆さんより報告することがございましたら、お願いします。

【職務代理者】

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、藤本委員を指名します。

【職務代理者】

続きまして、日程第2 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

【職務代理者】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第6号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」の提案理由を説明します。

現在の学校給食費は、昨今の急激な物価高騰により、歳入である学校給食費と歳出である賄材料費に乖離が生じていることから、学校給食費を適正な額に改正しようとするものです。

改定後の学校給食費ですが、月額では、小学校児童で4,600円を5,000円に、中学校生徒で5,500円を6,000円に、教職員等を5,010円から5,500円に、また、日額では、小学校児童で266円を286円に、中学校生徒で319円から344円に、教職員等を288円から315円に、それぞれ改定しようと

するものです。

現在、本市の学校給食費は無償化されており、来年度以降も無償化を継続する予定となっておりますが、改正後の月額・日額を基礎単価として、財源となる「子ども未来基金」からの繰り入れや、県の第3子以降の学校給食費無償化補助事業などの算出根拠となることから、改正前より多く歳入が見込まれることになります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【職務代理者】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

7条の2項を加えることの説明というか、特例に関する規則を廃止することの説明がされていないような気がするんですが、そこはいかがですか。

【学校給食センター所長】

ただいまのご質問にお答えします。説明不足で大変申し訳ございません。第7条の2項の「前項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の健やかな成長及び保護者の経済的負担の軽減を図ることにより子育て支援を推進するため必要があると認めるときは、学校給食費の全部又は一部を免除することができる」、この文言の追加理由は、市長と協議いたしまして、市長は育てファーストということを掲げており、これまでですと市長が認めるときとなっているんですが、ただそれだけではなく、市長が子育て支援のために学校給食費を無償化するんだという考えが非常にございまして、あえてこの文言を追加させていただきました。

2点目の特例に関する規則の廃止につきましては、6年度は学校給食費の財源を国の臨時交付金半分とこども未来基金を使っているんですけども、国の財源をいただくにあたり月額の半分を基礎単価としまして、それを書いたのが特例規則でした。ですが、来年度は国の交付金を使うのではなくて、全て財源をこども未来基金で充てたいという市長の要望がございましたので、今年度末をもって特例規則を廃止しようと、このようにさせていただいております。以上です。

【藤本委員】

ありがとうございます。

【職務代理者】

よろしいですか。

【藤本委員】

はい。

【職務代理者】

私、質問してもいいですか。市長の要望なんだろうけど、なぜそのように変わったんですか。

【学校給食センター所長】

変わったというのは、財源のことですね。

【職務代理者】

国の交付金とふるさと納税と両方だったのが、今度はふるさと納税一本になるとい

うことですよ。

【学校給食センター所長】

実は令和7年度も臨時交付金があるんですけども、こちらとしては同じように特例の規則を使いまして、臨時交付金とこども未来基金の両方でいきたいところだったんですけど、こちら市長の要望、強い意志がありまして、こども未来基金でいくということで、あえて国の交付金はいただかないで、こども未来基金を全部充てるということに決まりましたので、特例規則は廃止ということに。

【職務代理者】

市長判断ということなんですね。

【学校給食センター所長】

はい。そうです。

【職務代理者】

ありがとうございます。

そのほかにご質問ございませんか。

【職務代理者】

なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【職務代理者】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【職務代理者】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

【職務代理者】

続きまして、日程第3 議案第7号から議案第12号までの6議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職 員 朗 読）

【職務代理者】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは議案第7号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」から議案第12号「銚子市立高等学校教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」までの6議案について、関連があることから一括して提案理由を説明いたします。

それでは、改正の内容について説明します。令和6年10月8日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に合わせ市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしようとするもののほか臨時的任用

職員に対し、千葉県教育職員と同率の地域手当を支給するため、所要の改正をしようとするものです。

期末手当、勤勉手当の改正については、年間の支給月数4.6月分を6月支給分と12月支給分にそれぞれ2.3月分ずつ支給するよう改正するものです。

初任給、昇格、昇給等に関する規則の改正については、初任給決定時に使用する経験年数換算表中、換算率100分の80を100分の100へ改定するもののほか昇格時、降格時の号給対応表を改定するものです。

在宅勤務手当の新設については、1か月当たり平均10日を超えて勤務を命じられた職員に対して月額3,000円の手当を支給するよう改定するものです。

扶養手当の改正については、配偶者に係る扶養手当6,500円を令和8年度までに段階的に廃止し、子に係る扶養手当10,000円を令和8年度までに段階的に引上げ、13,000円に改定するものです。

地域手当の新設については、臨時的任用職員に対し、千葉県教育職員と同様、9.2パーセントの地域手当を支給するよう改定するものです。

管理職員特別勤務手当の改正については、国に準じ、平日・深夜に係る本手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時まで拡大するものです。

改定の内容は以上のとおりですが、令和7年4月1日から適用するものとし、改定を行おうとするものです。以上で議案第7号から議案第12号までの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【職務代理者】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

在宅勤務に関する規則についてですけど、実際に在宅勤務を命じるケースはどのようなものがあるんでしょうか。

【学校教育室長】

今現在、確認できるのはございません。今回の改正でも3か月間のうちで10日間連続して勤務というところなので、なかなか想定はできないかなと思っております。以上です。

【安藤委員】

県はこういう規則で動いているんですよね。やはり県でも実際にそういったケースというのはないんですか。

【学校教育室長】

県の実績は確認していないところです。すみません。

【安藤委員】

想定できるものがないのに規則を作らないといけないというのは違和感がありますが、分かりました。

【職務代理者】

よろしいですか。

【安藤委員】

はい。

【職務代理者】

そのほか質疑ございますか。

【藤本委員】

細かいのかもしれませんが、在宅勤務の場所で第2条の1項の3号のところで、「前2号に掲げる場所に準ずる場所として教育委員会が認めるもの」とあるんですけど、教育委員会が認めるのはどうやって認めるのか、こういう場で審議するんですか。合議で決めるのか、教育長が決めるのか、どういうふうに認めるのかなってというのがあって、何かお考えありますか。

【学校教育室長】

この場では決めずに起案書を作成してお諮りする形になると思います。

【藤本委員】

それは教育長でなくても職務代理者で。

【学校教育室長】

職務代理者の決裁になるかと思います。

【藤本委員】

そのときに教育長と書かなくとも別にうまく運用できるものですか。

【学校教育長】

はい。

【藤本委員】

分かりました。では大丈夫です。

【職務代理者】

よろしいですか。

【藤本委員】

はい。

【職務代理者】

ありがとうございました。

そのほか質疑ございますか。

【安藤委員】

職員の地域手当の話ですけど、今まではどういう状況だったのかと、県と合わせるということになると、結局裏を返せば銚子市独自に人材確保をするために逆にどうするのか、そういうこともやっぱりできないということなんでしょうか。

【学校教育室長】

今までは県から割愛で来ていた、いわゆる正規の教員だけに支給するという規定がありましたので、臨時的任用職員には支給をしておりませんでした。そこでやはり現在の人手不足というところもあり、銚子市が地域手当の支給地域に本年度からなっておりますので、それに合わせて県と協議をして、人材確保という面も兼ねまして同一の支給をしようとしているものです。特にそれ以上に人材確保というところで、別の割愛で来る職員プラス何かというのは無いです。以上です。

【安藤委員】

分かりました。

【職務代理者】

よろしいですか。

【安藤委員】

はい。

【職務代理者】

そのほか質疑ございますか。

【職務代理者】

よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【職務代理者】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号から議案第12号までの6議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【職務代理者】

挙手全員であります。

よって、議案第7号から議案第12号までの6議案は、原案のとおり決しました。

【職務代理者】

続きまして、日程第4 議案第13号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職 員 朗 読）

【職務代理者】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第13号「代決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。議案第13号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について」、教育委員会を開く暇がなかったため、代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明します。銚子市学校施設の開放に関する規則別表中、利用できる体育施設に市立銚子高等学校の野球場を追加し、その利用時間を定めるため所要の改正を行い、令和7年2月27日から施行するものです。以上で、議案第13号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【職務代理者】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

今まで市立高校は施設の開放を全くしていなかったんですか。

【学校教育室長】

メインアリーナですとか体育館、それからラグビー場を貸出ししています。ただ、今回追加した野球場については貸出しをしていなかったところ、使わせてほしいと要望がありましたので、利用できる施設に追加したものです。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【職務代理者】

よろしいですか。それでは、藤本委員。

【藤本委員】

同じ質問でしたので大丈夫です。

【職務代理者】

そのほか質疑はございませんか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【職務代理者】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【職務代理者】

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり承認することと決しました。

【職務代理者】

この際、暫時休憩いたします。

（事務局資料配付）

【職務代理者】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【職務代理者】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

日程第5として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の可否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【職務代理者】

ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第14号及び議案第15号を追加いたし

ます。

【職務代理者】

日程第5 議案第14号及び議案第15号の2議案は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第14号及び議案第15号は人事案件となりますので、非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【職務代理者】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号及び議案第15号の2議案は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

【職務代理者】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の議事録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【職務代理者】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり承認することと決しました。

【職務代理者】 閉会宣言 午後3時48分

以上をもちまして、令和7年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年4月25日

署名委員 安 藤 清

署名委員 藤 本 一 雄